

# 基本構想

1	まちづくりの基本理念	13
2	めざす都市像	14
3	まちづくりの基本目標	15
4	基本構想を実現するために	18

## 1 まちづくりの基本理念

---

まちづくりの主役は市民です。

「まち」は、人々が日々生活する場であり、まちの主人公は、そこに暮らす市民です。

「まちづくり」は、そこで暮らす人々の視点に立って、その主体的な取り組みを基本として進めます。

砂川市第6期総合計画では、砂川市の風土、歴史、文化、産業などを再認識するとともに、新しい時代に向けてこれを活かし、人とまち、健康、福祉、環境を大切にし、心豊かな人々を育み、安全で安心して暮らせる元気で活力ある砂川市を目指してまちづくりを進めます。

## 2 めざす都市像

---

まちづくりの基本理念に基づき、本市の持っている魅力や可能性を引き出し、将来に希望が持てるまちづくりを進めることで、市民一人ひとりがまちを愛し続け、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思うことができる都市の実現を目指します。

砂川市のめざす都市像

### 『安心して心豊かに いきいき輝くまち』

『安心』、『心豊か』、『いきいき』が結びついて、『輝くまち』の実現に向けてまちづくりを進めます。

ことばに込められた思い

#### 安心

緑豊かな恵まれた自然環境と医療・福祉などが充実した良好な生活環境の中で、子どもからお年寄りがやさしさに包まれ、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

#### 心豊か

市民と行政の協働は、人と人の支え合いが原点です。人づくりや地域づくり、充実した教育・文化環境などが育まれた中で、優しい心の通い合った、心豊かなまちを目指します。

#### いきいき

積極的な行動力により、地域産業の活力を生み出すとともに、市民が生きがいを持ち、明るく元気な笑顔が行きかう、いきいきとしたまちを目指します。

#### 輝くまち

『安心』『心豊か』『いきいき』が結びついて、将来へ向かってチャレンジしながら可能性を伸ばし続け、人や地域、まちが希望をもって輝くまちを目指します。

### 3 まちづくりの基本目標

---

めざす都市像である「安心して心豊かに いきいき輝くまち」の実現を目指して、6つのまちづくりの基本目標を設定し、市民、地域、行政の相互理解と協調のもとに、施策の展開を図ります。

#### 基本目標1 （生活環境・防災）

##### 『 人と環境にやさしいうるおいのあるまち 』

豊かな環境を守り、次の世代に引き継いでいくために、市民一人ひとりの環境保全の意識を高め、資源やエネルギーを大切にし、有効活用を図るなど、自然と共生した循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

また、地域の暮らしを守り続けるため、交通安全や防犯対策の充実を図るとともに、市民の生命と財産を守る防災組織や消防・救急体制を整え、安全・安心に暮らすことができるきれいなまちを目指します。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 施策1（循環型社会）  | ごみの適正処理とリサイクルを推進するまちづくり |
| 施策2（衛生環境）   | 衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり     |
| 施策3（環境保全）   | 地球環境や人にやさしいまちづくり        |
| 施策4（安全生活環境） | 安全で安心して暮らせるまちづくり        |
| 施策5（消防・救急）  | 消防・救急体制の充実したまちづくり       |
| 施策6（地域防災）   | 防災意識の高いまちづくり            |

#### 基本目標2 （医療・保健・福祉）

##### 『 健康としあわせ広がるふれあいのまち 』

すべての市民が心身ともに健康で互いに支え合い、幸せに暮らしていけるように、「保健・福祉・医療・介護」の連携のもとに適切なサービスの提供と健康づくりの充実に努めます。

また、医療のまちとして、多様化・高度化しつつある医療ニーズに応えるため、地域の基幹病院である砂川市立病院を中心として、各医療機関と連携するとともに、地域包括的な医療の充実を図り、健康と幸せをもたらすまちを目指します。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 施策1（高齢者福祉）         | 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり  |
| 施策2（子育て支援、母子・父子福祉） | 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり |

- 施策3（障がい者福祉） 障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり
- 施策4（地域福祉） 地域で支え合う福祉のまちづくり
- 施策5（健康） 健康づくりを進めるまちづくり
- 施策6（医療） 誰もが安心して医療を受けることができるまちづくり
- 施策7（社会保障制度） 社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり

### 基本目標3 （教育・文化・スポーツ）

#### 『 いきいきと学び 豊かな心を育むまち 』

子どもたちを、学校、家庭、地域の連携により、明るく、仲良く、たくましく学びながら成長するよう育てていくとともに、誰もが生涯にわたって自主的、主体的に学びながら、創造性を高めていけるよう学習環境や機会の充実を図ります。

また、郷土愛を深めるため、歴史や文化の伝承を進めるとともに、市民の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通して新しい出会いや価値観を高め、共に学び、豊かな心が広がるまちを目指します。

- 施策1（学校教育） 子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり
- 施策2（生涯学習） 一人ひとりが自ら学び、人生を豊かにするまちづくり
- 施策3（青少年教育） 青少年の健全育成を進めるまちづくり
- 施策4（スポーツ） スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり
- 施策5（芸術・文化・文化財） 豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり

### 基本目標4 （都市基盤）

#### 『 やすらぎと豊かさ広がる快適なまち 』

美しい景観に囲まれながら、誰もが快適に暮らすことができるように、住宅、上下水道、公園の整備や緑の保全を図り、ユニバーサルデザインを基調とした居住環境づくりを進めます。

また、まちなかに活力を生み出すため、まちなか居住、道路網、公共交通など都市基盤の検討や整備を進め、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、魅力あふれるまちを目指します。

- 施策1（道路環境） 安全で快適な道路網が整ったまちづくり
- 施策2（交通環境） 利便性に優れた交通アクセスが整ったまちづくり
- 施策3（住環境） 多様な住宅ニーズに対応できるまちづくり
- 施策4（上下水道） 安全・安心な水環境を守るまちづくり

施策5（快適空間） 美しい都市景観の広がるまちづくり

施策6（治山・治水） 自然災害の発生を防ぐまちづくり

#### 基本目標5（産業振興）

##### 『 にぎわいと新たな活力を生み出すまち 』

時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と新しいものに挑戦していく経営意欲の醸成を図り、人材の育成や起業・新分野進出への支援、企業誘致、6次産業化に向けた農業振興や各種基盤整備の推進に努めます。

また、これまでの地域産業や観光資源を活かしながら、産業の多様な交流や連携を図り、新たな産業の創出による、にぎわいと活力に満ちたまちを目指します。

施策1（農林業） 安全で安心な作物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり

施策2（商工業） 商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり

施策3（産業振興） 新たな産業創出の可能性を広げるまちづくり

施策4（労働環境） 安心して働くことができるまちづくり

施策5（観光） 人々に癒しと安心感をもたらす、魅力あふれるまちづくり

#### 基本目標6（市民参画・コミュニティ・行政運営）

##### 『 次代へつなぐ市民と共に歩むまち 』

地方分権が進み、地域が自らの判断と責任で決める地域社会とするため、市民と行政が情報の共有を図り、相互理解と信頼関係を築くとともに、市民が、主体的に地域に関わり、地域をつくっていく力となる地域コミュニティを育むことにより、協働のまちづくりを進めます。

また、市民に信頼されるまちづくりを進めるため、職員の意識高揚を図るとともに、持続可能で健全な財政基盤を確立し、市民と共に確かに歩むまちを目指します。

施策1（協働） 市民と行政が信頼し合う 協働によるまちづくり

施策2（地域コミュニティ）人のきずなが広がるまちづくり

施策3（行政運営） 自主・自立に向けた計画的なまちづくり

施策4（情報通信基盤）情報通信技術を活用したまちづくり

施策5（財政運営） 健全な財政運営に努めるまちづくり

施策6（広域行政運営）適切な広域行政によるまちづくり

## 4 基本構想を実現するために

---

めざす都市像である「安心して心豊かに いきいき輝くまち」を実現していくためには、分野ごとの取り組みを進めるとともに、それぞれの課題解決に向けて、総合的、効果的にまちづくりを進める必要があります。

「まちづくりの主役は市民です。」というまちづくりの基本理念のもと、これからのまちづくりは、地域主権型社会の中で、地域が自らの判断と責任で決める地域社会を推進し、地域をつくっていく力となる地域コミュニティを育みながら、協働のまちづくりを進めます。また、持続可能な地域社会の形成を図るため、健全な財政基盤の確立を進めます。

そのため、次に掲げた、まちづくりの取り組みに対する共通した考えを推進する必要があります。

### 1 協働によるまちづくりの推進

市民・地域・事業者・行政などが、お互いの信頼関係を築きあい、市民活動の活性化を図るとともに、市民が主体的に参画するまちを目指します。

### 2 地域コミュニティの推進

多様なコミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民自らが主体的に地域課題の解決に取り組むことができるまちを目指します。

### 3 健全な行財政運営の推進

地方分権時代に対応した行政運営を推進するとともに、財政の健全性を維持していくことができるまちを目指します。

以上の3つを基本的な考えとして、まちづくりの取り組みを進めます。





# 基本計画

1 施策の体系	21
2 まちづくりの基本指標	22
(1) 将来人口	22
3 土地利用の基本方針	23
4 まちづくりの重点課題の推進	24
5 まちづくりの施策別計画	27

## 1 施策の体系

---

---

(別紙のとおり)

## 2 まちづくりの基本指標

---

### (1) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」によると、本市の人口は、平成22年（2010年）の18,958人から、本計画の目標年度である平成32年（2020年）は16,567人になると推計されています。

一方で、住民基本台帳に基づいて独自に推計（2005年～2010年の人口を基に推計）したところ、本計画の目標年度末である平成33年（2021年3月31日）には、16,816人になるという推計になりました。

この差は、国立社会保障・人口問題研究所の推計は、平成17年までの国勢調査のデータを基にしたものであり、住民基本台帳に基づいた推計は、毎年ごとの直近のデータを用いた結果によるものと考えられます。

このことから、本計画での推計人口は、住民基本台帳人口を用いて推計した16,816人としました。

目標人口については、第6期総合計画において、子育て支援に関する事業の推進による出生数の増加や産業の創出、住環境の整備などによる人口の流出の抑制及び流入の増加を図るなど、都市と自然が調和した住みやすく魅力あるまちづくりの推進に努めることにより、平成32年度末の目標人口を17,000人として、まちづくりを進めていきます。

### 3 土地利用の基本方針

---

土地は、現在のもとより、将来における市民のための限られた貴重な資源であり、社会の様々な活動に欠くことのできない共通の基盤となるものです。

土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先に、本市の有する自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用を進める必要があります。

また、今後、社会経済情勢を踏まえて土地利用を転換する際には、市民生活や産業経済活動等に必要と見込まれる土地需要に対し、適切に対応する必要があります。

#### (1) 都市地域

人口減少、高齢化の進展の中で、中心市街地の衰退や空洞化が見通されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、中心市街地における公共施設や商業施設等の都市機能の集積、未利用地等の有効活用を図り、まとまりのある市街地が形成されるよう、総合的な土地利用に努める必要があります。

#### (2) 農業地域

農業の振興を図るため、計画的な生産基盤の整備を進めるとともに、優良な農地の確保に努める必要があります。

また、他用途への転用を必要最小限に留めることとし、宅地や道路等の都市的土地利用にあたっては、農業の振興と地域の振興との調整を踏まえ、適正な土地利用を図る必要があります。

#### (3) 森林地域

国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保と無秩序な開発の防止に努めるとともに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、整備と保全を図る必要があります。

## 4 まちづくりの重点課題の推進

---

まちづくりの重点課題は、めざす都市像である「安心して心豊かにいきいき輝くまち」の実現のために、全市的な観点から総合的に取り組むべき重要な課題を示すものです。

本市では、次の5つを重点課題に位置付け、計画期間内において、この課題解決に向けた関連する取り組みを推進します。

### 1 まちなか活性化の推進

---

「まちの顔」である中心市街地を、多くの人々が歩いて日常の生活需要を満たすことのできる、都市機能の集積した、暮らしやすいコンパクトで賑わいのあるものとするため、これまで、砂川駅東部地区の開発、市立病院改築事業に取り組み、人々が集い、住む、賑わいのある中心市街地の形成に取り組んできました。

引き続き、賑わいの創出、まちなか居住を図るため、人々が中心市街地を移動しやすい回遊性、利便性、安全性に配慮した道路等の整備を目指すとともに、商店街の取り組みによる活気のある中心市街地づくりなど、より一層のまちなかの活性化にむけたまちづくりを推進します。

### 2 活力ある産業の推進

---

産業の振興は、まちに活力をもたらすものであり、雇用確保や若者の定住化、生活の安定などを図るため、新たな産業づくりとして異業種連携や農業者自らが生産、加工、流通を行い、農業の健全な発展を目指す6次産業化にも取り組むなど、新製品の企画支援、特産品の開発による販路拡大、地域ブランド化などを促進し、観光振興にも結びつけながら産業の推進を図ります。

また、企業誘致として、恵まれた医療環境という資源も活用するほか、新エネルギー、自然エネルギーなど環境対策を意識した産業の取り組みを促進します。

### 3 環境保全の推進

---

社会経済や産業活動、生活様式などの変化による地球温暖化などの環境問題が深刻化しているなか、環境に負荷をかけないように、ごみの減量化や資源のリサイクル化、省エネルギー対策など、限りある資源を有効に活用し、循環型社会を確立していくことが求められています。

このことから、快適な生活環境づくりや環境に配慮した社会づくりに取り組むとともに、地球温暖化の防止に向けて市民の環境保全の意識をより一層高め、市民生活や産業活動などの各分野で新エネルギーの有効活用や省エネルギー化を促進することで、砂川市の美しい豊かな自然を守り、快適に暮らせるまちづくりを推進します。

### 4 健康と安心の推進

---

少子高齢化と人口減少の社会に対応するためには、若者が安心して子どもを産み育てられ、高齢者が住み慣れた家庭や地域において、生きがいを持ち、健康で元気に過ごせる環境を整えるなど、すべての世代が共に支え合い、安心して心豊かに生活できる地域社会を構築していくことが求められています。

このことから、未来を担う子どもたちが元気で健やかに育つことができる環境を整えるとともに、市民の健康づくりを推進し、心身ともに健康に生活することができる環境の実現を目指します。

また、高度な医療体制を備える市立病院を中心とした「保健・福祉・医療・介護」の連携、さらには、地域の支え合いにより、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進します。

### 5 共に歩む社会の推進

---

これまで、市民参加を得ながら進めてきたまちづくりは、これからは、地域のことは地域に住む住民が決めることが求められており、より一層、市民と行政が共に考え進めていく、協働のまちづくりが求められています。

このことから、協働のまちづくりの実現に向けた取り組みとして、環境づくり、体制づくりなどの取り組みを進めます。

また、生活に身近な問題解決のため、町内会活動などの地域コミュニティを推進するための支援を行うとともに、共に支え合う地域社会を築くため、市民、事業所、N

PO、行政などがそれぞれの専門性や役割を發揮し、お互いに連携して継続性を持ちながらボランティア活動等を実施していく体制の構築に向けた取り組みを進めます。

## 5 まちづくりの施策別計画

---

### 基本目標1（生活環境・防災）

#### 『人と環境にやさしいというおいのあるまち』

施策1 -1（循環型社会）	ごみの適正処理とリサイクルを推進するまちづくり	29
施策1 -2（衛生環境）	衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり	31
施策1 -3（環境保全）	地球環境や人にやさしいまちづくり	33
施策1 -4（安全生活環境）	安全で安心して暮らせるまちづくり	34
施策1 -5（消防・救急）	消防・救急体制の充実したまちづくり	36
施策1 -6（地域防災）	防災意識の高いまちづくり	38

### 基本目標2（医療・保健・福祉）

#### 『健康としあわせ広がるふれあいのまち』

施策2 -1（高齢者福祉）	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	39
施策2 -2（子育て支援、母子・父子福祉）	子どもの健やかな成長を支えるまちづくり	41
施策2 -3（障がい者福祉）	障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり	43
施策2 -4（地域福祉）	地域で支え合う福祉のまちづくり	45
施策2 -5（健康）	健康づくりを進めるまちづくり	46
施策2 -6（医療）	誰もが安心して医療を受けることができるまちづくり	48
施策2 -7（社会保障制度）	社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり	50

### 基本目標3（教育・文化・スポーツ）

#### 『いきいきと学び 豊かな心を育むまち』

施策3 -1（学校教育）	子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり	51
施策3 -2（生涯学習）	一人ひとりが自ら学び、人生を豊かにするまちづくり	53
施策3 -3（青少年教育）	青少年の健全育成を進めるまちづくり	55
施策3 -4（スポーツ）	スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり	56
施策3 -5（芸術・文化・文化財）	豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり	57



#### 基本目標 4（都市基盤）

##### 『 やすらぎと豊かさ広がる快適なまち 』

施策 4 -1（道路環境）	安全で快適な道路網が整ったまちづくり	59
施策 4 -2（交通環境）	利便性に優れた交通アクセスが整ったまちづくり	61
施策 4 -3（住環境）	多様な住宅ニーズに対応できるまちづくり	63
施策 4 -4（上下水道）	安全・安心な水環境を守るまちづくり	65
施策 4 -5（快適空間）	美しい都市景観の広がるまちづくり	67
施策 4 -6（治山・治水）	自然災害の発生を防ぐまちづくり	68

#### 基本目標 5（産業振興）

##### 『 にぎわいと新たな活力を生み出すまち 』

施策 5 -1（農林業）	安全で安心な作物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり	69
施策 5 -2（商工業）	商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり	71
施策 5 -3（産業振興）	新たな産業創出の可能性を広げるまちづくり	73
施策 5 -4（労働環境）	安心して働くことができるまちづくり	74
施策 5 -5（観光）	人々に癒しと安心感をもたらす、魅力あふれるまちづくり	75

#### 基本目標 6（市民参画・コミュニティ・行政運営）

##### 『 次代へつなぐ市民と共に歩むまち 』

施策 6 -1（協働）	市民と行政が信頼し合う 協働によるまちづくり	77
施策 6 -2（地域コミュニティ）	人のきずなが広がるまちづくり	79
施策 6 -3（行政運営）	自主・自立に向けた計画的なまちづくり	80
施策 6 -4（情報通信基盤）	情報通信技術を活用したまちづくり	81
施策 6 -5（財政運営）	健全な財政運営に努めるまちづくり	82
施策 6 -6（広域行政運営）	適切な広域行政によるまちづくり	84

( 生活環境・防災 )

基本目標 1 『 人と環境にやさしいうるおいのあるまち 』

施策 1 - 1 ( 循環型社会 )

ごみの適正処理とリサイクルを推進するまちづくり

目 標

廃棄物処理を適正に進め、ごみの減量化とリサイクルに努めながら、資源の有効活用を図るまちを目指します。

現 状 と 課 題

地球環境問題への関心が高まる中、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から、環境への負荷が少ない循環型社会への移行が求められてきました。

本市では、一般廃棄物の減量及びリサイクルを推進するため、ごみの分別を6分別12分類とし、ごみ袋の有料化を図りながら、市民及び事業者の協力のもと、ごみの減量化・再資源化に取り組んだ結果、ごみの収集量が減少してきています。

今後においても、循環型社会の構築をより一層推進するため、適正なごみ処理と不法投棄の防止に努めるとともに、資源回収やリサイクルに対する意識を高め、ごみの減量に努める必要があります。

資源ごみのリサイクル、可燃ごみの中継、生ごみの処理・バイオガス化施設の「クリーンプラザくるくる」は、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町の2市3町により効率的な運営が図られていますが、可燃ごみについては、焼却処理委託業者の撤退による新たな処理施設の建設及び維持管理など、今後も関係市町との連携を強化していく必要があります。

また、一般廃棄物最終処分場の老朽化に伴う施設・設備の改善についても計画的に進めていく必要があります。

## 基本事業とねらい

### 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

ごみの分別意識を徹底しながら、市民や資源回収団体と連携してリサイクル活動を進め、循環資源を有効利用し、廃棄物の減量化と循環型社会の推進に努めます。

### 廃棄物の適正処理

廃棄物の分別、収集運搬、再生、処分等を適切に行い、不法投棄のない正しいごみ処理の推進に努めます。また、ごみの細分別についても検討を進めます。

## 施策 1 - 2 (衛生環境)

### 衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり

#### 目 標

誰もが衛生的で快適に暮らすことができるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

本市では、砂川市衛生組合や町内会など市民団体と連携しながら、河川清掃や道路清掃などの取り組みにより、地域の環境美化の促進が図られており、今後も、さらに市民の関心を高め、取り組みを推進していく必要があります。

また、市民の墓地需要に応えるため、墓地や火葬場の適正な維持管理を進めていく必要があります。

し尿処理については、下水道の普及により水洗化が進み、収集量が減少傾向にありますが、砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町の1市3町で運営する衛生センターの老朽化に伴い、石狩川流域下水道処理施設へのし尿等の投入について関係機関と協議を進め、効率的な処理体制を構築する必要があります。

公害防止対策については、市民の健康の保持並びに生活環境の保全や公害の未然防止のため、河川の水質検査や交通の騒音調査等を定期的の実施し、市民への啓発や関係法令遵守の指導・徹底を図る必要があります。

## 基本事業とねらい

### 環境美化の推進

生活環境を浄化することにより、公衆衛生の向上及び環境美化の推進を図ります。

### し尿処理体制の整備

し尿を収集し、適正に処理することで快適な生活環境づくりを推進します。

### 墓地・火葬場の環境整備

墓地を適正に管理し、利用者のための環境整備に努めます。

### 公害防止対策の推進

公害を未然に防止するための調査・指導及び生活環境に配慮した自主的な行動につながるような啓発・情報提供を行い、市民の健康の保護並びに生活環境の保全を図ります。

## 施策 1 - 3 (環境保全)

### 地球環境や人にやさしいまちづくり

#### 目 標

限りある資源を大切にし、市民とともに省エネルギーや新エネルギーの活用を推進することで環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止に取り組むまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

経済活動や生活様式の変化等に起因する、地球温暖化などの進行により、地球規模での環境破壊が深刻化し、環境保全に対する国際的な取り組みが進んでおり、地域における役割や責任も重要になっています。

本市では、「砂川市温暖化対策推進実行計画」を策定し、市の関連施設において二酸化炭素の排出を削減することを目標に、電気や燃料の使用量削減などの取り組みを進めていますが、今後は、地域における温室効果ガスの排出削減に向け、市民や事業者、行政がお互いに協力して、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

また、省資源、省エネルギー、リサイクルなど、環境に配慮した行動につながるよう、市民意識の向上を図る取り組みも求められていることから、自然エネルギー活用住宅や次世代省エネルギー基準対応住宅の普及・啓発を進めるとともに、クリーンエネルギーであるソーラーシステムなどの導入を推進していく必要があります。

#### 基本事業とねらい

##### 地球温暖化防止の促進

企業や家庭における環境保全の取り組みを促すため、市が率先してエコの取り組みを進めます。

##### 省エネルギー・新エネルギーの促進

自然環境の保全のため、企業や家庭における省エネルギーの促進やクリーンエネルギーであるソーラーシステムなどの利活用の拡大に向けた取り組みを進めます。

## 施策 1 - 4 (安全生活環境) 安全で安心して暮らせるまちづくり

### 目 標

交通安全施設や防犯灯などの生活環境を整えながら、市民の安全意識や防犯意識を高めることで、地域の安全と安心が守られた住みよいまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

本市は、交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にありますが、まちの中心部を国道 12号が南北に縦貫し、その他にも道道などの幹線道路が整備されているため、通過交通量が多く、また、高齢化の進展により、高齢者が交通事故に巻き込まれる件数が年々増加する傾向にあることなどから、安全かつ安心して外出や移動ができる交通社会の形成が求められています。

今後は、交通安全の推進や交通マナーの向上などの活動に取り組むとともに、歩道や信号機などの交通安全施設を計画的に整備していく必要があります。

防犯については、近年の犯罪における複雑化・悪質化に加え、価値観の多様化や生活様式の変化に伴い、住民相互の連帯意識が希薄化している中、市民の防犯意識の向上に向けた取り組みを強化する必要があります。

このことから、生活安全モデル地域を指定した安全確保の事業や防犯灯の適切な設置及び維持する団体を支援し、安全で住みよい地域社会を築くことが必要です。

消費者対策については、高齢者を狙った悪質な犯罪が全国で多発するなど、消費者を取り巻く環境が変化する中、今後も相談支援体制の充実を図り、市民周知を強化するなど、消費者被害の未然防止に努める必要があります。

## 基本事業とねらい

### 交通安全意識の向上

交通安全教室の実施や警察など関係団体と連携した活動を通して、交通事故を未然に防ぐための交通安全意識の向上に努めます。

### 交通安全環境の整備

市民を交通事故などから守るため、危険個所等に交通安全施設を設置するとともに、交通事故被害者の救済対策にも努めます。

### 防犯意識の向上

市民を犯罪などの危険から守るため、防犯協会など関係機関と連携して適切な情報を市民に提供し、防犯意識の向上に努めます。

### 地域防犯活動の推進

安全で住みよい地域社会の実現を図るとともに、防犯灯を適正に設置・維持することにより、夜間における犯罪や交通事故の防止を図ります。

### 消費者対策の充実

被害やトラブルを未然に防止するため、市民が正しい知識を身に付けられるよう情報提供に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。



## 施策 1 - 5 (消防・救急)

### 消防・救急体制の充実したまちづくり

#### 目 標

市民の尊い生命、身体及び財産を守るため、消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、応急処置などの普及啓発や火災に対する予防の意識を高め、市民が安心して生活できるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

本市の消防行政は、砂川市、奈井江町、浦臼町の1市2町で構成する砂川地区広域消防組合を設立し、広域的な体制のもとで消防、救急、防災業務を実施しています。

建築物の建材や構造の変化、高層化、住民の高齢化に伴い、火災及び自然災害等による被害の発生の仕方や質が変化している中、出動態勢及び消防施設整備や予防活動を充実させ、市民の生命と財産を守っていくことが求められています。

このことから、複雑多様化する災害に対応していくため、消防施設の整備・強化や消防・救助隊員の高度な知識・技術の習得に努めるとともに、防火に対する市民意識の向上と自主防火団体の育成を積極的に行う必要があります。

また、災害発生時の初動体制の強化と効率化を図るため、新たな広域再編について検討する必要もあり、消防・救急無線については、平成28年までにデジタル化が求められていることから、計画的に整備を進める必要があります。

救急業務については、高齢化などの社会構造の変化による救急需要の増加から、より専門的な知識と高度な技術を備えた対応が求められており、救急技術の高度化、救急資機材の整備、市民による応急手当の普及、ドクターヘリの活用、医療機関との連携強化等を図っていく必要があります。

## 基本事業とねらい

### 火災予防の推進

防火に対する意識の向上を図り、市民と行政が一体となった火災予防体制の充実を図ります。

### 消防体制の充実

各種災害時における被害を最小限に食い止めるために、広域連携などを含めた消防体制の充実を図ります。

### 救急体制の充実

住民の尊い生命を救うため、救急体制の充実・強化及び市民による応急手当の普及を図り、迅速な救急救命活動を行うことにより、救急患者に対する救命率の向上を図ります。

## 施策 1 - 6 (地域防災) 防災意識の高いまちづくり

### 目 標

市民の自主的な防災活動を促進し、地域の連携のもと、災害時に的確に対応できる防災体制の整ったまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

地震などの大規模な災害時には、市や消防機関などの行政の活動が制限されることが予想されることから、地域防災力を向上させることが求められています。

地域防災力の向上には、地域における情報伝達系統や避難・援助方法などを予め定めた自主防災組織の設立が必要であるため、この組織の育成を図り、消防機関と連携のもとに地域と一体となって防災訓練を実施することが必要です。

また、高齢者や災害時に助けが必要な世帯（災害時要援護者）が増加する中で、その支援のための体制づくりを市及び消防機関、地域ぐるみで推進していく必要があります。

### 基本事業とねらい

#### 防災意識の向上

防災知識の周知や地域防災訓練への積極的な参加を促すことで、市民の防災意識を向上させ、災害に強いまちづくりに努めます。

#### 地域防災力の向上と情報伝達網の整備

地域における情報伝達系統や避難・援助体制を確立し、地域防災力の向上を図ることによって、大規模な災害時にも的確に対応できる体制を整えます。

( 医療・保健・福祉 )

基本目標 2 『健康としあわせ広がるふれあいのまち』

施策 2 - 1 ( 高齢者福祉 )

高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

### 目 標

高齢者がいきいきと自立した生活を送ることができるように、介護予防サービスなどの推進により、介護を必要としない活動的な生活を保ち、介護が必要となっても、サービスの提供や地域の支えによって幸せに暮らせるまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

本市の高齢化率は 30% を超え、さらに、今後は団塊の世代が高齢者となることから、高齢化がより一層進展し、高齢者の生活環境や生活様式が多様化する中、新たな高齢者像を視野に入れた福祉サービスの構築を進めることが課題となっています。

このことから、ライフスタイルや福祉需要の多様化を踏まえて、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送るため、老人クラブ等の高齢者の主体的な活動を支援し、社会参加や生きがいづくりのための環境整備に努めるとともに、介護予防事業の推進や生活支援など、高齢者福祉対策の充実を図る必要があります。

また、高齢者及び高齢者世帯の更なる増加が予想される中、できるだけ在宅で高齢者が生活を維持していくためには、地域包括支援センターによる相談や支援活動などを推進するとともに、地域において見守りなどを行う地域福祉活動( 民生委員、住民、ボランティア等 )との連携を図り、地域包括ケア体制の確立に努める必要があります。

さらには、社会的問題となっている認知症高齢者等への支援体制の強化や高齢者虐待防止の取り組みの拡充を図るとともに、介護者の負担を軽減するための支援を充実させ、介護者も元気に安心した生活ができる環境づくりを進める必要があります。

## 基本事業とねらい

### 社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者が生きがいに満ちた豊かな生活を送れるように、高齢者自らが文化・スポーツ活動や地域活動などを通じ、地域社会へ積極的に参加できる環境づくりを推進します。

### 介護予防の推進

高齢者が生涯を通じて健康で、出来る限り介護を必要とせず、住み慣れた地域や家庭で自立して安心した生活を送れるよう、各種介護予防事業の充実を図ります。

### 高齢者及び要介護者等への支援体制の充実

高齢者が認知症や要介護状態になったときやその介護者などが支援を必要とするときに対応するため、地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、地域団体などの関係機関が連携を図り、支援体制の充実を推進します。

## 施策 2 - 2 (子育て支援、母子・父子福祉) 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

### 目 標

子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、母子・父子家庭などのひとり親家庭の自立を支援し、幸せに生活することができるまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

全国的な傾向である少子高齢化や核家族化は、本市でも進行しており、出生数の減少などにより、子どもの人口は減少傾向にあります。

一方で、女性の就労率は上昇しており、男女がともに家庭生活と職業生活の両立を果たすことができるような取り組みが求められています。

このような社会情勢の変化に伴い、子どもや家庭に対しての支援が必要となっていることから「砂川市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、子育て支援センターを拠点とした、家庭での子育てに対する相談・支援・情報提供の充実を図るとともに、子ども同士、親同士の交流機会の創出や、地域の連携による子育てボランティアの育成など、地域社会における子育て環境の整備を図っていく必要があります。

また、保育所では、子育てと仕事の両立を支えるため、通常の保育に加え、休日保育等の多様なニーズに対応した保育内容の充実や、就学児童を対象とした学童保育の充実を図る必要があります。

## 基本事業とねらい

### 保育サービスの充実

働きながら安心して子育てができ、家庭環境の多様化に対応するため、保育サービスの充実に努めます。

### 児童育成環境の充実

児童が安全・安心に過ごすことのできる居場所の充実や学童保育事業を進め、遊びや体験、集団での生活を通して感性や思いやりのある心を育てます。また、児童虐待防止のネットワークにより、子どもへの虐待の予防や早期発見、相談などを行い、児童の育成環境の充実に努めます。

### ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭が安定した生活を送れるようハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携して、相談や自立支援に努めます。特に母子家庭は悩みを多く抱えていることから、母子自立支援員が相談・助言や情報提供を行い、不安の解消と家庭生活の安定・向上に努めます。

### 子育て支援環境の充実

親子のふれあいや子育て中の人々が交流できる場を充実させ、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、地域における子育て支援を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

## 施策 2 - 3 (障がい者福祉)

### 障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり

#### 目 標

障がい者への福祉サービス提供を図り、住みなれた地域で安心した生活を送り、自立や社会参加ができるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

障害者自立支援法施行に伴い、障害の種別に関わらず、共通の仕組みによってサービスが利用できるようになるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、障がい者の状況は、年々増加傾向にある中、サービス提供環境が整備されてきたことなどから、サービス利用者も増加しており、障がい者一人ひとりが自己選択のもと、自立した生活を実現できるような地域社会の構築が求められるようになっていきます。

本市では、「砂川市障害者福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション社会の実現を目指した各種心身障害者福祉施策を推進しています。

今後も保健、医療、福祉など関係機関の連携により、福祉サービスの充実を図り、共に地域で生活していくという意識の醸成や社会参加の促進に向けた支援に取り組む必要があります。

また、障がい者が地域で安全・安心に暮らすことができるように、公共施設・道路などのユニバーサルデザインの推進、さらには、子どもの障害の早期発見、早期療育や、自立に向けた就労促進を図るための支援体制を構築していく必要があります。



## 基本事業とねらい

### 障がい者福祉サービスの充実

障がい者が自らの選択で、適性や能力に応じて必要な福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの充実を図り、障がい者の自立を支援します。

### 生活環境整備の推進

道路や住宅、公共交通機関のユニバーサルデザインを推進することで、障がい者が安全で快適に地域で暮らせるようになり、もって自立と社会参加の促進を図ります。

### 雇用と就労の推進

障がい者の自立を促進するため、ハローワーク（公共職業安定所）や企業などと連携し、障がい者雇用に対する企業意識を高めるとともに、就職に関する相談支援のネットワークを充実させ、雇用と就労機会の拡大に努めます。

### 相談支援体制の充実

障がい者への福祉制度や福祉サービスの周知を行うとともに、圏域障がい者総合センターとの連携や自立支援協議会の設置を図り、障がい者の困りごと解決や福祉サービスの利用相談などで障がい者の生活改善を支援します。

### 早期療育の充実

医療、福祉、教育など関係機関の連携により、障害を早期に発見し、早い段階で療育体制を築くことで、障がい児に適した支援を行い、障害の軽減や社会適応能力の向上を図ります。

## 施策 2 - 4 (地域福祉) 地域で支え合う福祉のまちづくり

### 目 標

市民と行政が協働し、地域福祉活動の充実を図りながら、地域で暮らす人々のお互いに支え合う意識を高めて、地域福祉を推進するまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や社会環境が大きく変化する中で、誰もが住み慣れた地域において、家族や隣近所との温かなきずなを保ち、共に支え合うことによって、安心した生活を送ることができる地域社会の形成が求められています。

しかし、地域福祉を支えるボランティアは、一部の市民に限られている現状にもあり、身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけではなく、地域住民や市民団体など市民一人ひとりが福祉活動の担い手となり、お互いに協力・連携しながら地域福祉活動を進めていく必要があります。

このことから、地域住民や町内会、福祉団体などを支援しながら人材の育成と確保を図り、社会福祉協議会の事業活動や民生児童委員活動を充実させて、地域に密着した福祉活動の充実を図る必要があります。

### 基本事業とねらい

#### 地域福祉活動の充実

地域福祉活動を行う住民や町内会、福祉団体などを支援するとともに、社会福祉協議会の事業活動や民生児童委員活動を充実させて、地域に密着した福祉活動の充実を図ります。

#### 地域福祉の担い手の育成

福祉教育の推進や地域活動団体間のネットワークづくりなどを行い、地域の人々がお互いに思いやりを持って支え、助け合うボランティア意識を高め、福祉活動へ積極的に参加する人材の育成と確保に努めます。

## 施策 2 - 5 (健康) 健康づくりを進めるまちづくり

### 目 標

「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

ライフスタイルや食生活の変化などにより、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。

本市の死亡原因の6割は生活習慣病で、その中で3割を予防可能な心疾患、脳血管が占めています。

生活習慣病の増加は、寝たきりや認知症など要介護者の増加、さらには、医療費や介護に要する市民負担の増大などにつながり、深刻な問題となっています。

今後、高齢化がますます進む中で、市民が健康で自分らしい生活を維持していくためには、一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが必要であり、生涯を通じた市民の主体的な健康づくりを推進していくために、それぞれのライフステージに応じた健診体制の構築や健診後の保健指導を充実させていくことが必要です。

母子保健については、社会的な環境の変化などにより晩婚化が進む一方、若年出産など、妊娠や出産を取り巻く環境が大きく変化しており、また、少子化や核家族化の進展により、孤立した家庭における子育ては、育児不安や子どもへの虐待、子どもの心の病気などの問題を深刻化させています。このことから、関係者が連携しながら、妊娠期からの継続した支援体制を充実させていく必要があります。

その他にも、近年、新たな感染症の出現などが見られることから、発症に対しては、迅速で的確な対策を講じるとともに、効果的な予防接種事業の推進に努める必要があります。

## 基本事業とねらい

### 健康づくり活動の推進

市民一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、情報提供や学習機会の拡充を図るとともに、健康づくりを推進する各種団体等との連携を強化しながら、健康づくりの活動を推進します。

### 母子保健対策の充実

次代を担う子どもたちが心身共に健やかに生まれ育ち、生涯を通じた健康づくりのための生活習慣の基礎を築いていけるよう、医療機関や保育園等との連携を強化しながら、妊娠・出産・育児期を通して継続した支援を行います。

### 疾病の予防・早期発見・早期治療の推進

各年齢期に応じた健診体制の構築と、健診結果に基づいた保健指導の充実を図りながら、糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化の予防に努めます。

## 施策 2 - 6 (医療)

誰もが安心して医療を受けることができるまちづくり

### 目 標

多様化する医療ニーズに応えることができるように、医療体制の充実を図り、誰もが安心して質の高い総合的な医療を受けることができるまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

医療を取り巻く環境は、少子高齢化、疾病構造の変化などが進んでおり、市民の医療に対する考え方も、質の高い医療と安心ときめ細やかなサービスの提供を求められるなど、医療に対するニーズが多様化・専門化してきています。

一方、住民の大病院・専門医志向などを背景に軽症者が安易に救急受診することや、医療訴訟リスクの増加、医師の過重労働などにより全般的に医師確保が困難となっていることから勤務医の疲弊が取り沙汰されており、このことから限られた医療資源を大切にす意識が重要視されています。

本市の医療は、2病院、6診療所により、役割分担や医療連携が図られており、中でも、中空知地域センター病院である市立病院が、本地域の救急・急性期医療、がん診療、周産期医療等の高度専門医療を実践するとともに、高齢者認知症対策や臨床研修病院として医師の育成などにも取り組んでおり、良質で高度な医療サービスを提供しています。

平成 22年には、改築された新市立病院が開院し、新たに救命集中治療センターなどを配備して、24時間、迅速で正確な対応をするなど、高度化、専門化、近代化に対応した医療提供体制を充実、発展させ、医療のまちとしての役割を担いながら、質の高い総合的医療の提供を進める必要があります。

また、各種医療情報の提供や患者サービスの向上、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、地域医療連携ネットワークシステムの拡充など医療機関との連携と機能分担の促進、医療資源の有効活用を図り、広域的連携を強化することも必要です。

そのような中、全国的な医師不足の中にあっても、医師確保を図っていく必要があります。また、医療制度や診療報酬制度の改革、新病院建設に伴う多額の起債償還、さらには、新病院の維持管理費の増加など、厳しい病院経営が予想されることから、経営基盤の安定と公立病院としての役割を踏まえた病院運営に取り組んでいくことが重要です。

## 基本事業とねらい

### 医療体制の充実

誰もが安心して健やかに暮らし続けることができるよう、道内医育大学などとの連携を強化しながら、砂川市立病院が地域の基幹病院としての役割を果たすとともに、救急医療、高度専門医療などの医療体制の充実を図り、地域住民へ質の高い総合的な医療を提供します。

### 地域医療連携の強化

市内をはじめとする中空知地域の医療機関との緊密な連携と機能分担の促進や医療資源の有効活用を図り、医療を必要とする人が、恒常的に適切な医療サービスを受けることができるように広域的連携を強化し、地域における医療提供体制を構築します。

### 適切な医療情報の提供

砂川市立病院が地域の基幹病院としての果たすべき役割や医療への取り組み情報、各種医療情報などを発信することにより、誰もが安心と信頼を寄せて受診していただき、医療のまちとしてのイメージアップに努めます。

### 健全な経営の推進

医療機能の充実や安全性を高め、必要とされる医療水準の確保に向けて、市立病院の合理的で健全な経営に努めます。

## 施策 2 - 7 ( 社会保障制度 )

### 社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり

#### 目 標

社会保障制度の健全な運用に努め、経済的な自立の支援や相互扶助により誰もが安心して生活できるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

急速な少子高齢化の進展は、年金、医療保険、介護保険などの社会保障制度に影響を及ぼしており、このことは、給付や負担の面において市民生活にも波及しています。

社会保障制度が、将来にわたって公平で、安定的に持続できるように、状況に応じて制度改革が行われていますが、市民一人ひとりが制度を正しく理解し、支えていく必要があります。

低所得者福祉については、長引く経済状況の低迷により、収入の減少、事業不振、倒産、解雇、就労できない高齢者及び傷病等により、生活困窮者が増加している傾向にあることから、適切な相談・調査により、生活に困窮する低所得者に対して、最低生活を保障するとともに、自立した生活に向けた支援に取り組む必要があります。

#### 基本事業とねらい

##### 低所得者福祉の充実

生活に困窮する低所得者に対し、最低生活を保障し、安定した生活を送ることができるよう相談、支援を行い自立の促進を図ります。

##### 地域保険の推進

国民が何らかの形で健康保険に加入するようになっている「国民皆保険制度」を持続可能とし、市民を対象とする地域保険の健全な運営に努めます。

##### 国民年金制度への理解と加入・納付の促進

効果的な制度周知活動により、国民年金制度の理解を深めてもらい、加入・納付を促すことで、年金受給資格期間を確保できるようにします。

##### 介護保険の充実

介護保険制度が安定的に運営され、介護を必要とする市民が住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らすことができるよう適切な対応に努めます。

## ( 教育・文化・スポーツ )

### 基本目標 3 『 いきいきと学び 豊かな心を育むまち 』

#### 施策 3 - 1 ( 学校教育 )

子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり

#### 目 標

子どもたちが、新しい時代をたくましく生きていくために、確かな学力や豊かな人間性と心身の健やかな成長を育む教育が充実したまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

核家族化や少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、学習意欲や学力、体力の低下が指摘されています。

子どもたちが地域社会や家庭のつながりの中で、たくましく生きていくためには、確かな学力、豊かな人間性、心身の健やかな成長を図るなど「生きる力」を育む教育の一層の推進が求められています。

本市では、幼児教育から高校教育まで、それぞれの役割や特徴ある教育がおこなわれていますが、今後は、信頼される学校づくりとして、学校、家庭、地域の連携体制の確立や学校評価に基づく学校改善の取り組みが必要です。

いじめや不登校などの問題を抱えている児童・生徒への対応では、悩みや問題を解決することができるようにスクールカウンセラー等による教育相談体制の充実を図る必要があります。

また、児童一人ひとりの教育的ニーズを把握し、可能性を伸ばしていくために、教職員の専門性を高め、特別支援教育の充実を図る必要があります。

小中学校の教育環境については、児童・生徒が安全で安心して学習できる快適な環境づくりとして、これまで、学校施設の耐震補強工事や教育用コンピュータ、電子黒板等の整備を実施してきましたが、今後も学校施設の計画的な修繕等に努めるとともに、児童・生徒の読書離れを改善するために、学校図書の本の整備などにより、教育環境の充実を図る必要があります。

学校給食については、地産地消を取り入れ、安全で栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、食の安全・安心に対する保護者の関心が高まっていることから、衛生管理や食品管理の徹底を図った給食センターの適切な運営管理を進めていく必要があります。



## 基本事業とねらい

### 教育環境整備の推進

老朽化した学校施設の修繕・改修や学習指導要領に沿った設備・教材等の整備を図ることにより、児童・生徒が安全で安心して学習できる快適な教育環境づくりを進めます。

### 就学の支援

幼稚園への就園を支援することで、小学校へのスムーズな就学を図るとともに、就学後も義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な支援を行います。

### 確かな学力を育む教育の推進

児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力を育成します。

### 豊かな心を育む教育の推進

学校における道徳教育の充実を図るとともに、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期対応を図るための連携体制や相談機能の充実を図ります。

### 健やかな体の育成

運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することで、子どもたちの心身の調和的発達を図ります。また、学校給食においては、地元農産物を利用した安心・安全な給食の提供に努めます。

### 信頼される学校づくりの推進

学校・家庭及び地域住民が連携しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるとともに、教職員の資質や能力及び専門性を高めることにより、信頼される学校づくりを進めます。また、砂川高校との連携を図り、単位制としての特色などの発信に努めます。

### 特別支援教育の推進

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して可能性を伸ばし、社会の中でたくましく生きる児童生徒を育成します。

### 施策 3 - 2 (生涯学習)

一人ひとりが自ら学び、人生を豊かにするまちづくり

#### 目 標

一人ひとりが生涯にわたって自主的・主体的に学習できる環境を充実し、学びの成果を家庭や地域に活かすことができるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

経済的な豊かさが増し、心の豊かさや生きがい求められる中、変化の激しい社会を生き抜くための知識や技能を身につけるとともに、学んだ成果を家庭や地域に活かすことのできる環境の整備が求められています。

このことから、市民が主体的、意欲的に生涯学習に取り組むことができるよう、年齢や学習ニーズに応じた、学習機会の提供や情報の提供が必要です。

また、生涯学習の拠点となる公民館や図書館などでは、個人や団体が自主的に学習できる環境の整備を図るとともに、活動の輪が広がるように、多様な学習ニーズに対応するためのボランティアの発掘や人材の育成、学習の成果が活用される取り組みを進めることが必要とされています。

さらに、「子ども読書活動推進計画」により、学校、家庭、地域が協力して読書に親しむ機会の充実を図ります。

## 基本事業とねらい

### 生涯学習の充実

年齢や学習ニーズに応じた学習機会を充実させるとともに、人材の育成・確保が図られた活動の体制づくりや情報提供を進め、市民の誰もが自ら学習できるよう支援します。

### 読書活動の普及促進

学校・家庭・地域・行政が緊密に連携し、読書に親しむ環境の整備や効果的・計画的に読書活動の機会を提供することにより、図書館や学校等において自主的に読書活動を行うことができるように努めます。

### 社会教育施設における学習活動の推進

公民館や図書館の施設機能を十分に活かして、地域の課題や社会的な課題、個人の能力・教養の向上などについて誰もが公平に学習できる機会を提供することにより、市民一人ひとりが主体的に学び合える環境を創出します。

### 施策 3 - 3 (青少年教育) 青少年の健全育成を進めるまちづくり

#### 目 標

学校、家庭、地域が連携して青少年とふれあうとともに、地域社会での安全確保や問題行動の解消に努め、青少年を健全に育成していくまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

核家族化や少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、青少年の非行や事件が低年齢化、複雑化するなど、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

心豊かでたくましい青少年の育成を図るためには、基本的な生活習慣を身につけ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められており、そのためには、家庭の教育力向上に向けた学習機会や情報提供の充実が必要です。

また、学校、家庭、地域がお互いに連携・協力し合い、青少年とふれあうことで、地域社会での安全確保や問題行動の解消に努めることが必要であり、「青少年健全育成市民の集い」や「あいさつ運動」などを通じて、より一層市民意識の高揚を図りながら、育成活動に繋げていくことが重要です。

さらに、青少年が積極的にボランティアや地域活動に参加することで、地域との交流を深め、ふれあいと温かみのある青少年健全活動を推進することが必要です。

#### 基本事業とねらい

##### 家庭教育の推進

保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの自立心の育成や心身の調和のとれた発達を図ることができるよう、学習機会の充実や情報提供を進めます。

##### 地域で支える青少年健全育成活動

学校、家庭及び地域住民等がお互いに連携・協力しあい、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや地域で子どもを見守り育てる環境を整えとともに、学生ボランティアの参加を促進するなど、青少年健全育成活動の充実を図ります。

### 施策 3 - 4 (スポーツ)

#### スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり

##### 目 標

年齢や体力、技術に応じたスポーツやレクリエーション活動の機会や場を充実させ、市民の誰もが気軽に運動を楽しみ、心身ともに健康に過せるまちを目指します。

##### 現 状 と 課 題

自らの健康や体力の保持・増進に対する意識が高まってきている中で、スポーツやレクリエーション活動は、生活習慣病の予防や介護予防など健康の増進に寄与し、高齢者のいきがいやコミュニティなどを創出するという面でも重要な役割を担っていることから、子どもから高齢者まで、誰もがそれぞれの体力に合わせて自由にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツの環境づくりが求められています。

このことから、スポーツ団体等の活動を支援することで、スポーツ人口の維持や拡大に努めるとともに、市民ニーズにあったスポーツやレクリエーションを、市民が自発的に取り組むことができるように、指導者の育成や活動の支援、各種スポーツ教室・イベントなどを開催するとともに、計画的に体育施設の整備を進めていくことが必要です。

##### 基本事業とねらい

###### スポーツ施設機能の充実

スポーツ活動を通じて市民の交流が図られるように計画的な施設整備を行うとともに、市民ニーズに応じた施設の利活用を図ります。

###### スポーツ・レクリエーション機会の充実

スポーツ・レクリエーション団体等への活動支援や、地元指導者の確保・活用により、誰もがスポーツやレクリエーションに親しめる環境をつくり、体力づくりや健康づくりを気軽に行うことができる機会の充実を図ります。

### 施策 3 - 5（芸術・文化・文化財） 豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり

#### 目 標

心豊かで潤いに満ちた生活を送るため、芸術文化活動や鑑賞機会の充実を図り、新たな地域文化の創造を促すとともに、まちの個性や魅力でもある貴重な文化財や郷土資料の保存、継承に努め、市民のふるさと意識が芽生えるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

地域に根ざした文化や市民の創造性豊かな芸術活動は、地域の魅力や有形無形の資源を生み出し、地域生活を豊かにするなど、郷土愛を育むために重要な役割を担っています。

特に、交流や芸術文化を通して賑わいと活力を創出することを目的に建てられた地域交流センターでは、市民自らの手で、催しを企画したり、市民劇団が創設されたりするなど、ここを拠点として、芸術文化鑑賞機会の充実や新たな文化の創造が育まれ、市民の文化・芸術への関心を高めています。

このことから、より創造的で自主的な芸術文化活動を展開するため、芸術文化団体への支援や地域交流センターなど文化施設の利活用を促進し、地域文化の充実を図る必要があります。

また、郷土の歴史や文化が広く知られ、後世に大切に継承されるように、文化財保護条例のもと、貴重な文化財や活動の保護・保存に努めるとともに、市民の協力を得ながら、郷土資料室の有効活用に向けた、資料の整理・保存作業などを進める必要があります。

## 基本事業とねらい

### 芸術文化活動の充実

市民が主体的となって参加・実施する芸術文化活動が活発に展開されていくよう支援するとともに、芸術文化鑑賞機会の充実と新たな文化の創造を促進し、豊かな心の醸成を図ります。

### 文化財・郷土資料の保存・活用

市民の協力を得ながら、文化財や郷土資料の発掘や適切な保護・保存に努めるとともに、これらの有効活用を図ることにより、郷土の歴史や文化が広く知られ、後世に大切に継承されるようにします。

(都市基盤)

基本目標 4 『やすらぎと豊かさ広がる快適なまち』

施策 4 - 1 (道路環境)

安全で快適な道路網が整ったまちづくり

### 目 標

道路網を充実させ、市内における車両や歩行者の通行を円滑にし、市民生活の安全性・利便性・快適性が高まるまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

道路は、生活や産業を支える機能のほか、防災、公共空間として多様な機能を有しており、地域間交流を促進し、地域を活性化する意味においても重要な役割を担っています。

本市の道路網は、広域幹線として南北を縦貫する国道12号及び道央自動車道と道道及び市道が結ばれて形成されていることから、道路交通の利便性が高く、幹線道路の交通量は非常に多くなっています。

今後は、生活道路をはじめとする、地域とまちなかを結ぶ幹線道路や、中心市街地の回遊性を高める道路の整備を図るとともに、歩道のユニバーサルデザイン化などの安全性・利便性に配慮した歩行空間の確保、街路灯の整備、街路樹の維持管理など、快適な道路環境を創出することが必要です。その中でも、医療のまちとして、市立病院へ通院する歩行者が、冬でも安心して通行できる対策が必要です。

また、道路の維持管理についても、老朽化した道路・橋梁の計画的な改修や、冬期間の除排雪体制の充実を図るなど、安全で機能的な道路交通を確保することが必要です。



## 基本事業とねらい

### 道路網の整備

安全・快適に通行できるように、道路整備を計画的に推進します。

### 道路の維持管理

道路や橋の補修・改修など適切な維持管理を行うとともに、冬期間の通行と安全性を確保するため除排雪に努めます。

## 施策 4 - 2 (交通環境)

### 利便性に優れた交通アクセスが整ったまちづくり

#### 目 標

市内外へ円滑に移動するための交通網や誰もが利用しやすい鉄道・バスなどの交通手段などを整えることで、市民の利便性と快適性を高め、さらには、観光や物流などによる経済効果をもたらされる交通環境の充実したまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

本市は、国道 12号及び道央自動車道やJR函館本線が縦貫しており、札幌市や旭川市などの都市間を結ぶ道路網や鉄道、バスといった公共交通機関が整備されています。

鉄道については、迅速性と定時性が確保され利便性が向上しており、バスについても市内中心部を通る複数の路線が交通事業者によって運行されるなど、市民の移動交通手段が確保されていますが、乗客数は、高速バスを除き各路線とも減少傾向にあり、一部の路線では、交通事業者に収支不足の補填を行いながら運行を維持している状況にあります。

今後は、少子高齢化の進展などにより、移動手段を公共交通に頼らざるを得なくなってしまう市民が増えることも予想されることから、市民生活を支える新たな公共交通サービスの検討が必要になっています。

また、高速道路の利用については、南は奈井江砂川インターチェンジ、北は滝川インターチェンジからとなっており、中間地点となる本市へのインターチェンジ設置は、市民や企業活動などの利便性の向上のみならず、観光振興や企業誘致などに大きな影響を及ぼすことから、砂川ハイウェイオアシスを活用した設置が強く求められており、関係機関と十分に協議しながら設置に向けた取り組みを進めていく必要があります。

## 基本事業とねらい

### 広域幹線道路の整備促進

近隣のまちへ迅速に移動することができるように、広域幹線道路の整備を促進します。

### 高速道路利便性の向上

道央自動車道ハイウェイオアシス周辺での新たな高速道路出入口の設置を促進し、高速道路利用における利便性の向上を図ります。

### 移動交通手段の充実

鉄道やバスの運行の維持・確保や利便性の向上に努めるとともに、市民生活を支える新たな地域公共交通サービスの実施に向けて、調査、検討を進めます。

### ヘリポートの適正管理

緊急搬送や災害時等に有効な交通手段であるヘリコプターが安全に運行できるように、ヘリポート施設の適正な管理に努めます。

### 施策 4 - 3 (住環境)

#### 多様な住宅ニーズに対応できるまちづくり

##### 目 標

住環境を充実させ、多様なライフスタイルに応じた住まいづくりを応援し、市民がゆとりをもって快適に暮らせるまちを目指します。

##### 現 状 と 課 題

社会経済情勢や少子高齢化による世帯規模やライフスタイルの変化などに応じた、誰もが安全で安心して快適に暮らせる住環境づくりが求められています。

中でも、砂川市立病院の改築は、砂川に定住する好条件となるものであり、今後、市内における公営住宅の供給や持ち家取得・リフォームに対する支援、宅地活用の促進を図っていく必要があります。

公営住宅については、平成 21年度末で、市営 1,430戸、道営 145戸の計 1,575戸を管理しており、「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、今後も既存公営住宅の有効活用を図りながら、計画的な建て替えや改善などにより、居住性の向上を図ることが必要です。

民間住宅については、長引く景気の低迷などにより、持ち家の新築戸数が年々減少しており、建設業者の受注機会も減少していることから、住宅の建設や購入の促進、住宅改修に対する助成などの支援策を講じて、住宅関連産業の活性化と定住促進を図るとともに、住宅の耐震化を促進し、まちなか居住や福祉施策との連携を図りながら、安心して快適に暮らせるまちを形成していくことが必要です。

また、人口減少の問題に対応するため、新たな住宅需要の促進と併せて、定住人口や交流人口の増加に向けた、移住・定住の取り組みを積極的に進めいく必要があります。

## 基本事業とねらい

### 良質な住まい・住環境の形成と住宅ストックの有効活用

公営住宅の建て替え・改善と持ち家の取得・リフォームを支援することで、良質な住宅の確保を図るとともに、誰もが安心して快適に暮らせる住環境づくりを進めます。

### まちなか居住の促進

まちなかへの居住推進事業や民間活力の導入により、誰もが安心・便利に暮らせるようにまちなか居住を促進します。

### 地域の活性化に資する住まいづくり

顔が見える地元工務店のメリットを活かした住宅づくりを支援するとともに、地元企業同士の連携を図り、住宅関連産業の発展を進めます。

### 移住定住の推進

移住定住促進事業の取り組みを通じて、住宅情報の収集や提供の充実に努めるとともに、空き家の利活用や地域の人々の協力を得ながら、定住人口や交流人口の増加に向けた取り組みを進め、新たな住宅需要の促進を図ります。

## 施策 4 - 4 (上下水道)

### 安全・安心な水環境を守るまちづくり

#### 目 標

ライフラインの充実と適切な汚水対策を施し、安全で安定した水道水の供給や河川などの水質保全に努め、衛生的で快適な生活環境が保たれるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

本市の上水道は、経営基盤の強化と安定的な水供給を目指し、平成 18年 4月に滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町の3市1町の水道事業を中空知広域水道企業団に統合したことから、企業団の構成市として健全経営に向けた役割を果たしていく必要があります。

また、専用水道として水道水を供給している北光袋地地区については、適切な施設の維持管理に努めるとともに、水道水の安定供給を図っていく必要があります。

下水道は、市民が快適で衛生的な生活を営むうえで欠くことのできない都市基盤施設であり、河川の水質を保全し、良好な水環境を確保するとともに、浸水を防止する重要な役割を担っています。

本市の下水道普及率は、平成 20年度末で 92.6%となっており、極めて高い水準にありますが、その一方で、効果的・効率的な施設の維持管理及び事業経営の健全化が求められています。

施設の有効利用や経営の健全化を図ることからも、未水洗化世帯の解消に努めるとともに、経年劣化が進行している施設の計画的な改築・更新による延命化や地理的条件に基づいた効果的な管渠整備を進める必要があります。

また、下水道区域以外の生活排水などを適正に処理するため、個別排水処理施設の普及を促進する必要があります。

## 基本事業とねらい

### 良質な水道水の安定供給の確保

中空知広域水道企業団の事業を推進し、安全で安定した水道水を供給します。

### 汚水・雨水処理の推進

計画的に公共下水道の整備・改築や施設の維持管理を行うことにより、生活排水等の円滑な処理を推進し、快適な生活環境の創出と浸水被害の防止に努めます。

### 水洗化の促進

生活環境の改善と公衆衛生の向上を図るとともに、効率的な下水道事業の運営に努めます。

### 合併処理浄化槽の普及促進

衛生的で快適な生活を送るため、公共下水道事業計画区域外の生活排水等が適正に処理されるように促進します。

施策 4 - 5 ( 快適空間 )  
美しい都市景観の広がるまちづくり

目 標

公園やまち中の緑を守り育て、魅力的な都市景観と憩の場が広がる美しいまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市は、『緑あふれる公園都市』として、美しい環境の中でうるおいのある都市形成を目標に公園や緑地の整備が進められ、今では、市民一人当たりの都市公園面積は全国一を誇るまでになっています。

公園や緑地は、市民の憩いとふれあいや、まちにうるおいを与えるという機能だけでなく、公害や災害の緩衝、地球温暖化の防止など多様な役割も果たしていることから、適正な維持管理に努めていく必要があります。

また、本市では、市民や町内会等の理解と協力を得ながら花や樹木の植栽、街区公園の維持管理などを進めています。こうしたボランティア活動は、協働を推進する基盤となるものであり、地域活動の活性化にもつながることから、さらに理解を得るための取り組みや活動団体への支援策を講じながら、市民参加による緑化活動を推進していく必要があります。

基本事業とねらい

公園維持管理の推進

憩いの場である公園への住民意識を高めるために、地域住民の協力を得ながら、快適に利用できる公園の維持管理を進めます。

緑化の推進

市民参加による緑化活動を推進し、美しいまちなみと緑に親しみ、潤いのある環境づくりに努めます。



## 施策 4 - 6 (治山・治水) 自然災害の発生を防ぐまちづくり

### 目 標

水害や土砂災害など自然災害の発生を未然に防止する整備を進め、市民が安全に安心して暮らせるまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

本市には、石狩川、空知川をはじめ、パンケ歌志内川、パンケ歌志内川など大小 21 の河川が流れています。

過去には台風、集中豪雨、融雪出水により河川が氾濫して甚大な被害をもたらしてきた歴史があることから、洪水調整機能を有する砂川遊水地の整備や石山川の河川改修など、流域全体の安全性向上に向けた整備が進められてきましたが、1級河川の一部改修や内水排除施設整備などが未着手となっていることから、引き続き、治水対策を関係機関に要望していく必要があります。

また、治山対策については、台風や集中豪雨などによる山地災害が抑制されるよう適正な森林の維持管理の推進に努め、自然災害の発生を防止する対策を図っていく必要があります。

### 基本事業とねらい

#### 治山・治水対策の推進

自然災害の発生を未然に防止するため、危険個所の把握と状況に応じた対策に努めます。

(産業振興)

基本目標 5 『にぎわいと新たな活力を生み出すまち』

施策 5 - 1 (農林業)

安全で安心な作物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり

### 目 標

担い手の育成・確保と農業基盤の整備を支援し、農産物などの生産性を高め、農業経営の安定を図るとともに、森林が持つ多面的機能を発揮させることで美しい森林づくりを進めるまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

本市の農業は、地域経済を支える重要な基幹産業となっています。主要農作物は米が中心ですが、トマト・キュウリ・玉ねぎの生産が好調で、品質向上が市場に受け入れられ「砂川ブランド」としての評価が広がり、今後の生産性向上と販路拡大が期待されています。

しかし、一方では、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、さらには、輸入農産物の増加による価格の低迷や資材等の生産コストの上昇などが農業所得を押し下げていることや、食の安全・安心の確保や環境保全に配慮した取り組みなど、農業経営をめぐる環境が大きく変化しつつあります。

これらの現状を踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営体と担い手の育成を図る必要があります。

また、農地の生産性を高める基盤整備に加え、水資源のかん養や自然環境の保全など、多面的機能を発揮させるために、農地の保全や農村環境の整備などに取り組む必要があります。

さらに、農業者が農産物の生産だけではなく、製造・加工や流通・販売を一体的に行うことで、新たな付加価値を生み出す6次産業化の取り組みを推進し、新しい農業の展開を図る必要があります。

森林については、森林所有者及び継承者等の高齢化や造林等に対する意識の低下から適切な保育や間伐などの整備が進まず、持続的な森林の整備・保全が危ぶまれる状況となっています。

このことから、林業や木材産業等の発展を促すとともに、二酸化炭素の吸収など多面的機能を維持していくため、森林の必要性や重要性を所有者に理解してもらう取り組みを進めながら、地域に応じた望ましい森林の姿へ誘導を図る必要があります。

## 基本事業とねらい

### 農地等の基盤整備の推進

食料自給率の向上と効率的で安定的な農産物の生産を図るため、農地や用排水路等の基盤整備を推進します。

### 農村環境の保全

農業・農村の水源のかん養や自然環境の保全などの多面的機能を発揮させるために、農地や農業用水利施設等の資源の保全と農村環境を守るべく有害鳥獣対策の強化を図ります。

### 農業経営の安定

農業の維持・推進に向けて生産活動を支援することで、農産物の生産性を高め、経営不振や離農などを減らすとともに、農業経営の安定を図ります。また、経営の多角化により生じる付加価値を農業経営に取り込む6次産業化を推進します。

### 担い手の育成と確保

経営規模の拡大や生産性の向上とともに、後継者不足の解消と農地の保全を図るため、認定農業者(法人を含む)や新規就農者の拡充に努めます。

### 農地の流動化による効率的な農業の推進

優良農地の確保と保全に努め、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、安全・安心な農産物を生産できる体制を整備します。

### 森づくりの推進

水源の保全や自然災害を防ぐなど、森林の持つ多面的機能を発揮させつつ、地球温暖化の防止も図るため、森林整備計画に基づいた美しい森林づくりを推進します。

## 施策 5 - 2 (商工業)

### 商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり

#### 目 標

市内企業の支援や新たな企業立地を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興を図ることで、にぎわいと活気があふれるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

本市の商業は、経済活動やコミュニティの核として市街地を中心に発展してきましたが、急速に変化する社会・経済情勢の中、人口の減少や高齢化の進展、近隣市における大型店の進出などにより中心市街地の活力が低下してきたことから、平成 19年 8月に中心市街地活性化基本計画を策定し、「賑わいの創出」「まちなか居住の促進」「商店街の活性化」を基本方針として、まちの再生を図っています。

第5期総合計画では、市民が市街地において、日常の生活需要を満たすことができるコンパクトなまちづくりを推進してきましたが、引き続き、より充実したものとしていくためには、商店街の活性化が求められています。

このことから、各店舗が活力ある商店街づくりに努めるとともに、地域交流センターの利用者や市立病院の来院者などを、まちなかへの回遊につなげる取り組みを推進し、まちなかの活性化を図っていく必要があります。

また、市内菓子店が連携し、砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市内外消費者の誘致化を目的とする「すながわスイートロード事業」を実施したことにより、知名度アップが図られ、多くの買い物客が訪れていることから、この事業を通じて培った商工業団体等の連携機能をより一層強化し、当該事業による中心市街地への集客を購買行動に結びつける必要があります。

工業については、地域の経済や雇用に大きな役割を果たすことから、新規企業・既存企業の企業立地を促進することにより、事業所数及び従業員数の増加を図り、地域の活性化を目指す必要があります。

このことから、本市の利便性や将来性をPRし、企業への優遇措置などにより、他地域との差別化などを図り、積極的な企業立地への誘致活動を展開するとともに、既存企業の育成・発展を支援し、新製品の開発、さらには、起業の促進などを図る必要があります。

## 基本事業とねらい

### 中小企業の経営安定化

商工会議所など関係団体との連携を図り、中小企業における経営基盤の強化と企業体質の改善を支援し、地域経済の活性化を促進します。

### 商店街の賑わいの創出

接客技術の向上やこだわりの品揃え等、楽しく満足して買い物できるような個性的で魅力ある商店街づくりを支援するとともに、中心市街地の賑わいを図ります。

### 企業立地の推進

立地企業に対する支援策を充実させ、誘致を促進することで、新たな雇用の場の創出と地域経済の活性化を図ります。

### 施策 5 - 3 (産業振興)

#### 新たな産業創出の可能性を広げるまちづくり

##### 目 標

異業種間の連携や交流を図り、地域資源や地域産業を活かしながら製品づくりや共同研究などを通じて、地場産業を活性化させるまちを目指します。

##### 現 状 と 課 題

人口減少や高齢化、景気の低迷による個人所得の減少や企業収益の悪化などにより、地域経済や地域雇用などが疲弊していく中で、地域経済を発展させるための新たな手法として、これまでも異業種連携に取り組んできましたが、目に見えた成果が生まれませんでした。

そのような中、平成 20年に農商工等連携促進法が施行され、産業間の連携により地域経済を活性化する法的枠組みが整備されたことから、本市においても、農業及び商工業関係団体代表者による意見交換などを積極的に行うなど、現在では、各種産業の事業者や団体等の連携が深まりつつあります。

このことから、今後は、異業種連携を促進していくために、各事業者間が、お互いに協力し合う意識を高めていく必要があります。

また、開発した商品を安定的に供給するためには、一定規模の原材料や製造施設を確保することから、初期投資に対する支援などが必要です。

##### 基本事業とねらい

###### 異業種連携の促進

各種産業の事業者や団体等の連携や交流を深め、農商工ネットワークなどによる研究開発やものづくりで地域ブランドの創出と新たな産業の振興を図ります。

施策 5 - 4 (労働環境)  
安心して働くことができるまちづくり

目 標

雇用の機会を確保し、安心して働くことができる労働環境の充実したまちを目指します。

現 状 と 課 題

本市の雇用環境は、急激な景気後退に伴う雇用の不安定化や職種不足から厳しい情勢にあり、若年労働者の地元定着化や女性労働者の地位向上など、生産人口の増加と定着化へ向けた対応が課題になっています。

労働者の増加と定着化を図るためには、雇用側である企業の基礎体力強化が重要なことから、引き続き、市内の企業への支援策の充実を図っていく必要があります。

また、既存産業の振興はもとより、情報関連産業や進展する高齢化社会に対応した福祉関連産業、新たな病院を核とする医療関連産業、近年、意識が高まりつつある環境関連産業など、就業の場の確保や雇用機会の拡大、さらには、労働者が安心して働ける労働環境づくりを促進する必要があります。

基本事業とねらい

雇用の安定

産業振興により安定した雇用機会の創出を推進し、地元で就職できる環境づくりを図ります。

労働環境の充実

労働者の福祉の充実や働きやすい労働環境を促進するため、共済会制度などを通して、労働者が安心して働く事ができる環境づくりを進めます。

## 施策 5 - 5 (観光)

人々に癒しと安心感をもたらす、魅力あふれるまちづくり

### 目 標

地域の多彩な観光資源を活かして、訪れる多くの観光客に癒しと安心感をもたらす、魅力的なまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

本市には、道央自動車道の「砂川ハイウェイオアシス館」や、そこに隣接した「北海道子ども国」などの観光拠点があり、年間160万人を超える観光客が訪れています。これは、「旭山動物園」への観光の際に立ち寄る「砂川ハイウェイオアシス館」の入館者が大きく影響していますが、市外からの観光入込客数は、空知管内で上位となっています。

また、商業振興策として「すながわスイートロード事業」を実施したことにより、砂川のお菓子を目当てとした観光バスツアーが組まれるなど、新たな観光資源も生まれています。

しかし、観光客のほとんどは日帰り客であり、宿泊客は全体の2%に満たない状況にあるため、滞在型観光の企画立案や近隣市町との連携による各地域の観光資源を組み合わせた広域観光ルートの開発に向けた取り組みのほか、まちぐるみでの受け入れ態勢を構築しながらホスピタリティの充実や、地元農産物や地域資源を活用した新たな観光資源の開発を行うなど、積極的な事業展開を推進する必要があります。

さらに、観光客が求める観光情報を的確かつタイムリーに発信するため、観光パンフレットやインターネットを活用した情報提供の充実と関係団体の連携が必要です。



## 基本事業とねらい

### 観光資源の充実

自然や歴史、産業などから観光資源を見出して、地域の特性を活かした観光振興を促進します。

### 心のこもったおもてなしの充実

観光客に癒しと安心感を与えられるように、もてなしの心をはじめとした受け入れ態勢の充実を図ります。

### 情報発信媒体の充実

観光客誘致のため、あらゆる宣伝機会を活用して、「行きたい」、「見たい」と思われるように観光情報発信の充実を図ります。

( 市民参画・コミュニティ・行政運営 )

基本目標 6 『 次代へつなぐ市民と共に歩むまち 』

施策 6 - 1 ( 協働 )

市民と行政が信頼し合う 協働によるまちづくり

### 目 標

市民・地域・行政などが、お互いの信頼関係を築きあい、行政情報などを共有しながら、市民が主体的にまちづくりに参画する市民協働によるまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

人口減少や少子高齢化、市民の価値観やニーズが多様化する中で、地方が自らの判断と責任により自治体を運営することを基本とし、行政主導のまちづくりから、市民と行政が目的や課題などを共有しながら、個性的で活力ある地域社会を構築していくことが求められています。

本市では、これまで、各種審議会や計画づくりにおける委員の公募制の導入のほか、地域住民による街区公園の維持管理、さらには、地域交流センターの運営管理などの活動が進められてきましたが、今後も、多くの市民がまちづくりに参画する意識が育まれるためには、わかりやすく行政情報の提供に努めるとともに、地域主権型社会における市民と行政のそれぞれにおける役割や責任など、市民参画を進めるための理解を得る仕組みづくりも必要です。

また、市民の市政への関心を高め、地域の若者や女性などが、福祉、環境、教育、文化など多くの分野で、もっとまちづくりへ参画してもらえるように、より一層の広報・広聴事業の実施を推進する必要があります。

## 基本事業とねらい

### 市民参画の推進

市民と行政の信頼関係を築きあい、市民にも主体的にまちづくりや地域づくりに参画してもらい、地域の課題解決や魅力あるまちづくりを進めます。

### 広報広聴活動の推進

広報紙や情報化時代に対応したメディアなど、様々な媒体、機会を通じて情報提供に努め、市民と行政が情報の共有を進めます。また、広聴活動を積極的に行い、市民の意見を把握しながら市政への反映を推進します。

### 男女共同参画のための環境整備

男女共同参画基本法の理念に基づき、あらゆる場における男女共同参画の啓発・推進や男女が共に健やかに暮らしていくことができるための環境づくりに努めます。

## 施策 6 - 2 (地域コミュニティ) 人のきずなが広がるまちづくり

### 目 標

コミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

本市の地域コミュニティは、町内会が主体となって自主的な取り組みが行われていますが、世帯加入率は低下傾向にあることから、加入促進に向けた取り組みを進めなければなりません。

また、市民の価値観やニーズが多様化する中、急速な高齢化や人口減少などによって、地域が抱える課題も多岐にわたっていることや、地方分権の進展により、自己決定、自己責任を基本の原則のもと、地域に関する課題・問題については、地域住民が主体となってお互いに協力し、助け合いながら解決していくことが求められていることから、その解決に向けて住民の合意形成が図られるコミュニティを構築していく必要があります。

そのためには、町内会活動への理解や地域活動に対する住民の関心を喚起するとともに、地域コミュニティを担う体制づくりが重要であることから、できるだけ多様な人材の育成・確保に努め、幅広い世代の自主的な参加を得られるようにする必要があります。

### 基本事業とねらい

#### 地域コミュニティの推進

地域に暮らす人々がお互いに助け合い、明るいコミュニティづくりが図られるように、町内会やコミュニティ活動などの推進に努めます。

#### 地域意識高揚の促進

町内会などの地域組織が、さらに活発で効率性の高い地域活動を行えるように、住民参加意識の高揚に努めます。

## 施策 6 - 3 (行政運営)

### 自主・自立に向けた計画的なまちづくり

#### 目 標

地域主権型社会に対応した行政運営を推進することができるまちを目指します。

#### 現 状 と 課 題

地方分権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様化、高度化、複雑化する市民の行政ニーズを的確に捉え、その時々に対応することができる質の高い柔軟な行政運営が求められています。

本市では、これまで、行政を取り巻く様々な環境に対応するため、行財政改革による事務事業の統廃合や各種業務の外部委託、使用料・手数料の見直しなどの改善を図るとともに、それに伴う職員数の大幅な削減や給与の見直しなどを実施してきました。

また、行政運営の透明性と効率性・効果性を高めるため、行政評価システムの構築を進めてきたことから、これからは、総合計画の進行管理と行政評価との連動を図り、各種事業の進捗度や達成度を見極めながらまちづくりを推進する必要があります。

さらに、長期的な視野を踏まえ、情勢に応じた行政の組織機構の見直しや職員の適正配置に努めるとともに、職員の資質や能力をより一層向上させるため、職員研修の充実などにより人材育成に努めていく必要があります。

#### 基本事業とねらい

##### わかりやすい計画行政の推進

総合計画に成果指標を設定し、適切な進行管理を行い、事業の進捗度や達成度を測ることにより、事業の改善や見直しにつなげるなど、透明性が高く、効果的、効率的な行政運営に努めます。

##### 効率的な組織体制の確立

市民要望の複雑・多様化や地域主権の流れによる事務並びに権限移譲に対応させるため、効率的な組織体制の確立に努めます。

##### 人材育成の推進

複雑・多様化する市民要望及び地域主権型社会に対応していくため、職員の能力を向上させ、活かしていくための人材の確保・育成を進めます。

## 施策 6 - 4 (情報通信基盤) 情報通信技術を活用したまちづくり

### 目 標

情報通信技術を活用し、行政事務の効率性・迅速性を高め、市民サービスの向上を図るまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

情報通信技術の進歩によって、大容量の文字、音声、画像等の情報の高速双方向通信が可能となり、情報通信ネットワークが急速に普及してきています。

本市では、通信基盤として、光ファイバー、ADSL等のサービスが提供されており、市内のほぼ全域で何らかのブロードバンド環境は整備されている状況ですが、高速通信サービスは、地域間格差を解消し、様々な分野で活用が期待されていることから、光ファイバー網のエリアの拡大を図っていく必要があります。

また、これからの情報化は、市民ニーズに応えた行政からの質の高い情報提供などにより、市民の利用率向上を図ることが重要です。

今後は、情報通信ネットワークを活用して、様々な情報提供を図るとともに、申請・届出等の各種行政手続のオンライン化に向けて、行政情報システムとの連携を図り、市民サービスの向上や事務の効率化を推進するとともに、市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、その保有する情報を守り、業務を継続するために情報セキュリティ対策を一層強化していくことが必要となっています。

### 基本事業とねらい

#### 情報化の推進

情報通信技術の活用により、行政事務の効率化や市民サービスの向上を図るとともに、市が保有する個人情報の漏えいやコンピュータウィルスによる障害などを防止するため情報セキュリティ対策を推進します。また、市民が情報通信技術による様々なサービスを利用するための環境整備が促進されるように努めます。

施策 6 - 5 (財政運営)  
健全な財政運営に努めるまちづくり

目 標

健全な財政基盤を確立していくまちを目指します。

現 状 と 課 題

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、健全化判断比率の公表や比率の基準を超えた場合には、財政健全化計画などの策定が義務付けられています。

本市の 20年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字のためなく、実質公債費比率は 23.0%、将来負担比率は 148.5%、資金不足比率もなく、いずれも早期健全化基準を下回っています。

今後、地方交付税などの動向に留意しながら、引き続き、公債費の適正な管理を行い、健全財政を維持しながら、市民のニーズに対応した効果的・効率的な財政運営を行う必要があります。

財源の確保では、有料広告の掲載など、自主財源の確保を進めるとともに、公金収納について、市民の利便性を図るため、収納率の向上を前提とした、収納方法の多様化を検討する必要があります。

公有財産の管理では、普通財産の未利用地などについては、計画的な売却を進めるとともに、公共施設のあり方や安全性、耐久性等を含め、維持、保全等について検討を図る必要があります。

## 基本事業とねらい

### 適正な財産管理の推進

市が所有する公有財産を目的に応じて効率的・計画的に運用するとともに、公共施設の効果的・効率的な管理運営や安全性・耐久性等についての検討も図りながら、適正な財産管理を行います。

### 財源の確保

税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、様々な自主財源確保に向けた取り組みを行うことで、確かな財政基盤の構築を図ります。

### 財政の健全化

健全財政を維持しながら、効果的・効率的な財政運営を行います。



## 施策 6 - 6 (広域行政運営) 適切な広域行政によるまちづくり

### 目 標

行政区域を越え、課題・問題の解決や地域振興を推進するため、近隣市町との連携に取り組むまちを目指します。

### 現 状 と 課 題

全国的な市町村合併の進展等で、広域行政施策の役割は終えたとされ、都道府県が圏域を設定して行政機能の分担等を推進してきた「広域行政圏計画策定要綱」が廃止されるなど、広域行政を取り巻く環境が大きく変化しています。

国では、新たに「定住自立圏構想」を推進しており、今後の広域連携については、地方自治法に基づき、事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むことになりました。

そのような中、本市における広域行政の取り組みは、中空知広域市町村圏組合において、交通災害共済事業などの共同事務処理を行っているほか、ゴミ処理、し尿処理、消防行政などについても、一部事務組合により近隣市町と連携して業務を行っています。

しかし、地域主権の進展や多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、市町間における生活基盤施設などの機能分担や共同化を図るなど、新たな広域的な取り組みについて検討を進めていく必要があります。

### 基本事業とねらい

#### 広域行政・広域連携の推進

市民の日常生活圏の広域化を視野に入れ、市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、近隣市町と連携した広域的な取り組みを推進し、効率的・効果的な行政運営を進めます。